

## 国内観光客向けウェブプロモーション動画制作業務に係る提案公募要領

新型コロナウイルスの感染拡大により、地域経済に与えた被害は甚大で、観光産業を早期に回復させるため、観光振興に資する PR 動画を作成し、国内を対象に広く発信し、国内旅行客の引き戻しを図るもの。

については、本事業の実施にあたっては、映像制作に関する専門的な知識、技術とプロモーション能力が求められるため、企画力や実行力等を審査するプロポーザル方式を採用し、受託希望者を募集するものである。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

国内観光客向けウェブプロモーション動画制作業務

#### (2) 業務仕様

別添「業務委託公募仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 15 日（月）

#### (4) 履行場所

兵庫県姫路市本町 68 番地

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー内

#### (5) 委託上限額（消費税及び地方消費税含む）

10,000 千円（税込）

### 2 参加資格要件

業務を委託するためのプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 映像制作に関する全ての業務において、専門的な知識、技術を有している人材を配置していること。
- (3) 過去に観光振興に寄与した PR 動画及びそれに類する映像制作実績があること。
- (4) 過去 3 年において、姫路フィルムコミッションの支援を受け、姫路市内での撮影実績又はその他事業実績がある者。
- (5) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと。
- (6) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと。

- (8) 契約の保証について、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を保証する履行保証保険に加入しなければならない。

### 3 企画提案書類等提出書類

下記一式をもって、提案書 1 部とする。

- (1) 参加表明兼申請書（様式 1）

- (2) 提案者概要書（様式 2）

- ・提案事業者の組織体制、事業内容、PR 動画に対する基本的な考え方、PR 動画の意義や目的に対する理解、PR 動画作成業務に取り組む意欲等について記載する。
- ・映像制作に係る組織体制及びスタッフの役割分担について記載する。
- ・観光 PR 動画の制作実績及び姫路市内での撮影実績について記載する。

- (3) 企画提案書（任意様式）

- ・別添「業務委託公募仕様書」のとおり  
（全体的な構成や演出方法、編集、撮影技術、配信方法について記載すること。）

- (4) 経費概算見積書（様式 3）

- (5) その他提案事項（任意様式）

※この他に、参考資料としてサンプル動画を提出できる場合は、データ又は成果物を提出してもよい。

### 4 質問書類提出方法及び期間

仕様書及び本公募要領に関する質問については、質問書（様式 4）に記載の上、提出すること。

ア 提出期限：令和 2 年 7 月 17 日（金）

イ 提出先：姫路市本町 6 8 番地 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー内  
電話：079-222-2285 FAX：079-222-2410  
メールアドレス：hfc@himeji-kanko.jp

ウ 提出方法：FAX 又は電子メール（持参でも可）

エ 回答方法：応募者間の公平を確保するために必要と認めた質問事項については、本要領を掲載したホームページにおいて質問内容と回答内容を 7 月 21 日（火）以降より掲載する。

ただし、他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

## 5 提案書の提出期限及び提出方法

### ア 提出先

上記4イの場所

### イ 提出期限

令和2年7月31日（金） 17時必着

### ウ 提出方法

持参又は郵送による

## 6 事業者の選定方法

### ア 審査方法

審査は、10名の委員による選定委員会を設置し、各委員の協議により採点する。

### イ 書面審査（1次審査）

本事業の企画提案事業者が多数の場合は、選定委員会において、下記の審査基準により企画提案書の書面審査を行い、2次審査を行う企画提案事業者を選定する。

### ウ 業務実施予定者の選定（2次審査）

当ビューローが指定する日時に、選考委員会において、プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案事業者を業務実施予定者として選定する。

なお、プレゼンテーション開催場所については当ビューロー内にて実施予定とするが県外の提案事業者については、日時、時間を指定しリモートによるプレゼンテーションを実施する。

## 7 審査基準

審査は下表に示す評価項目により採点し、選考委員の合計点数が最も高い提案事業者を業務実施予定者とする。

ただし、採点結果が70点に満たない場合は再度プロポーザルを実施する。

審査項目	内 容	配点
企業理念 基本方針	・PR動画に対する基本的な考え方、本業務の趣旨や目的の理解度及び意欲はあるか	10点
業務体制	・業務を遂行するための適正な業務体制及びスケジュールとなっているか ・専門技術、知識を有したスタッフを配置しているか	10点
企画・提案	・本映像制作全体のテーマや考え方、ポイントが明確であり、目的に沿った効果的な提案となっているか	20点
	・本市ならではの魅力を十分引き出せる内容となっているか ・市内の撮影候補地をバランスよく選定されているか	10点

	・ターゲット層に訴求する内容となっているか	10点
	・オリジナル性があり、インパクト・話題性が期待できる提案となっているか	20点
	・完成した動画の活用法について、効果的な手段があるか	10点
価 格	・金額が提案内容に対して適当であるか	10点
合 計		100点

## 8 その他

- (1) 提出書類の枚数については、特に制限しないが、審査項目に沿って審査できるよう、また簡潔に内容がわかるよう配慮すること。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 選定委員会で選定された事業者を委託事業候補者として、契約協議を行います。  
なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。
- (4) 委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定します。
- (5) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。  
ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外となります。

## 9 問合せ先

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー

担当：北村、杉本

電話：079-287-3653 FAX：079-222-2410

メールアドレス：hfc@himeji-kanko.jp